

令和5年度

佐賀県事務マネジメント評価報告書

令和6年9月

佐賀県

令和5年度 佐賀県事務マネジメント評価報告書

佐賀県知事山口祥義は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 事務マネジメントの整備及び運用に関する事項

知事部局においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「佐賀県事務マネジメントに関する方針」（令和2年3月23日策定。以下「基本方針」という。）を策定し、財務に関する事務に係る事務マネジメント体制の整備及び運用を行っています。

なお、事務マネジメントは、事務マネジメントの各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、絶えず見直しを行いながら、適正な制度の運用に努めてまいります。

2 評価手続

令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、ガイドライン及び基本方針に基づき、財務に関する事務に係る事務マネジメントの評価を実施しました。

3 評価結果

評価作業を実施した結果、一部の所属において運用上の重大な不備を把握しましたが、その他の所属については、評価項目に対してそれぞれ適切な対応がなされており、重大な不備が見受けられなかったため、知事部局における事務マネジメントは概ね有効に運用されていると判断しました。

今回の重大な不備をはじめ、発現した不備については、その都度是正措置を講じ、必要に応じてリスク評価シートに反映しています。特に、補助金交付事務については、補助事業者の事務処理誤りを発見できるよう、県側のチェック項目を整理し、適正な確認を行う体制を整備しました。併せて、会計書類を十分に確認することの重要性を再認識するための研修を行い、会計事務チェックシートの活用を促すなど、再発防止に取り組んでいるところです。

また、これまでの運用状況を踏まえ、より効率的かつ効果的な運用を行うため、各所属が事務の特性に応じて自らリスクを選定し事務マネジメントに取り組む制度に見直し、令和6年度より運用を開始しているところです。

今後とも、透明で信頼される行政運営のため、より一層、事務の適正な執行の確保に努めてまいります。

4 不備の是正に関する事項

- 補助金の過大交付について（令和3～4年度事案 令和5年度覚知）

【健康福祉部 医務課】

施設整備事業費補助金において、補助事業者は、補助対象とならない経費を対象経費に含めた金額で実績報告を行い、県がそれを看過していました。

具体的には、補助対象とならない外構工事費を対象経費とした実績報告を基に補助金の額を確定し、多額の過大交付を行っていたことを監査で指摘されました。また、補助の対象とならない備品購入費を対象経費としていたことを覚知しました。

これらはいずれも、補助事業者による提出書類の記載誤りを発見し、是正するための県側のチェック機能が十分に働かなかったことにより発生したものです。

過大交付については、補助事業者と返還いただくことで合意し、手続を進めており、外構工事費に係る過大交付分は既に返還されています。

是正措置としては、補助金交付要綱の補助対象経費を明確にする様式の改正を行いました。また、補助対象経費のチェック項目を整理し、適正な確認が行われるよう体制を整備しました。

令和6年9月11日 佐賀県知事 山口 祥義